

じぎょうしゃ みなさま 事業者の皆様へ

ゆりがおかしゅうろうえんじょ
百合丘就労援助センターは、障がいのある
かた しょくば さが
方の職場を探しています。
しょう かた しゅうろう おこな きかん
障がいのある方の就労サポートを行う機関
です。

しごと じんざい 仕事と人材のマッチング

とう しょくいん ほんにんさま しょう
当センターの職員より、ご本人様の障がい
とくせい つた しょう ないよう かん
特性をお伝えします。また、仕事の内容に関
そうだん ていあん しょくば おこな
する相談や提案を職場で行います。

ひつよう おう じっしゅう 必要に応じた実習

しょくば じっしゅう おこな てきせい ほんだん しゅうろう
職場での実習を行い適性な判断をし、就労
かのう ほんだん
が可能か判断します。

しょくばていちゃくしえん 職場定着支援とアドバイス

しゅうろうご ほんにんさまおよ
就労後のフォローアップは、ご本人様及び
きぎょうさま あいだ た こようけいぞく
企業様の間に立ち、雇用継続できるよう
よ そ たいおう いただ
寄り添って対応させて頂きます。



とほ ばあい
・徒歩の場合
おだきゅうせん ゆりがおかえき とほ やく ぶん
小田急線 百合丘駅より徒歩約10分
ばあい
・バスの場合
おだきゅうせん ゆりがおかえき おだきゅう
小田急線 百合丘駅より小田急バス
ゆり ゆり けいとう だいいちだんちまえ げしや ぶん
百01、百02系統「第一団地前」下車3分

そうだん さい でんわなど れんらくだ
ご相談の際には、あらかじめ電話等でご連絡下さい。

相談受付時間

げつようび きんようび
月曜日から金曜日 9:00~17:00
どようび にちようび、しゅくさいじつ やす
土曜日、日曜日、祝祭日はお休みです。
そうだん かん ひよう いっさい
相談に関する費用は一切かかりません。
こうつうひ、 じっしゅう ともな ひよう りようしやさま
(ただし、交通費、実習に伴う費用は、ご利用者様の
じっぴ ふたん
実費負担とさせていただきます)

しゃかいふくしほうじん けんおうふくしかい
社会福祉法人 県央福祉会
ゆりがおかしゅうろうえんじょ
百合丘就労援助センター



かわさきしない す
川崎市内にお住まいの
しょう かた しゅうろう
障がいのある方の就労を
サポートします。

かわさきしあさおくゆりがおか ちょうめ ぼんち
川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
かわさきしほくぶ かい
(川崎市北部リハビリテーションセンター3階)
でんわ
電話044(281)3985
FAX044(281)3987

ゆりがおかしゅうろうえんじょ 百合丘就労援助センター Q&A

ひと りょう
Q:どんな人が利用できますか？

かわさきしざいじゅう かた
A:①川崎市在住の方。

しょうがいしやてちょう も かた しゅじい
②障害者手帳をお持ちの方。もしくは主治医に就労可能という意見書を提出していただける方。

しょうがいしやわく しゅうろう きぼう かた
③障害者枠での就労を希望している方。

えんじょ つうしょ ひつよう
Q:援助センターに通所する必要はありますか？

つうしょ ひつよう
A:通所する必要はありません。

じっしゅう かかん つうしょ いただ
※センター実習の3日間のみ通所して頂きます。

とうろくご しゅうろう
Q:登録後どのくらいで就労ができますか？

じぜん やくそく きぼう きゅうじん
A:事前にはお約束できません。希望される求人
のタイミング、ご本人様の体調によって個人差が
あります。

とうろく さい ひつよう しょうらい
Q:登録する際に必要な書類はありますか？

A:あります。

えんじょ れんらく
まずは援助センターまでご連絡をください。

しょかいめんだん さい つた
初回面談の際にお伝えいたします。

がくせい こうこうせい せんもんがっこうせい だいがくせい りょう
Q:学生(高校生、専門学校生、大学生)の利用は
可能ですか？

きほんてき ざいがくちゅう とうろく
A:基本的には在学中の登録はできません。

ほんにんさま かぞくさま そうだん おう
ただしご本人様、ご家族様のご相談に応じることは
可能です。

しゅうろうえんじょ なが 就労援助の流れ

①初回面談

しよかいめんだん
これまでの経験などをお聞きます。
とう しえん がいよう せつめい
当センターの支援の概要を説明します。



②登録面談

とうろくめんだん
登録面談を経て、正式に登録と
しえん かいし
なり、支援を開始します。
ていちやくしえん ばあい すず
※定着支援の場合は⑥へ進みます。



③センター実習(3日間)

じっしゅう かかん
けいさぎょう しよくぎょうてきせいけんさ
軽作業・職業適性検査・マナー
おこな
チェックなどを行います。



④個別援助計画の提示

こべつえんじょけいかく ていじ
センター実習の結果をもとに
えんじょけいかくしよ さくせい ていじ
援助計画書を作成し、提示します。



⑤就職準備及び訓練・実習

しゅうしよくじゅんびおよくんれん じっしゅう
どうこう りれきしよとう
ハローワークへの同行、履歴書等
さくせい てつだ しよくばたいけん
の作成のお手伝い。職場体験、
しゅうろうまえじっしゅう おこな
就労前実習を行うこともあります。



だんかい くんれん ひつよう ばあい
※この段階での訓練が必要な場合もあります。

⑥定着支援の開始

しよくばかんきょう ちょうせい
職場環境を調整していきます。
だんかいてき じりつ む しえんしや
段階的に自立に向けて支援者の
かか ばめん すく
関わる場面を少なくします。



⑦必要に応じたフォローアップ支援

しゅうろう あんてい あと ほうもん
就労が安定された後も訪問し、
そうだん おう
相談があれば応じていきます。



ねん すうかい しゅうろうしや かい
年に数回、就労者の会を
じっし
実施しています。

そのほかに・・・

ほんにんさま のりよく じつじょう あ こうけいたい
ご本人様の能力、実情に合わせて雇用形態にこだわ
らずパートタイムの就労形態も案内いたします。
じょうたい おう しゅうろう けいぞく むずか ほんだん
また、状態に応じて就労の継続が難しいと判断した
ばあい ふくしてきしゅうろう くんれんじぎょうしよなど すず
場合は、福祉的就労もしくは訓練事業所等を勧める
ばあい
場合があります。

個人情報管理について

こじんじょうほう かんり
個人情報管理については、川崎市個人情報保護
じょうれいおよ ほうじん こじんじょうほう ほんごてい じゅんしゅ てきせつ
条例及び法人の個人情報保護規程を遵守し、適切な
かんり おこな
管理を行います。

苦情解決制度について

くじょうかいけつせいど
ほうじん くじょう かん きてい もと くじょう てきせつ
法人の苦情に関する規程に基づき、苦情の適切な
かいけつ
解決をめざします。